

# 学 則

( 東 京 医 療 福 祉 專 門 学 校 )

令 和 7 年 度

学 校 法 人 常 陽 学 園

# 東京医療福祉専門学校学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、学校教育法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律並びに柔道整復師法に関する法律に基づき医療及び地域社会福祉に係る職業若しくは實際生活に必要な能力を養成するための専門教育を行なうことを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、東京医療福祉専門学校という。

### (位置)

第3条 本校の位置は、東京都中央区八丁堀一丁目11番11号とする。

### (自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

### (課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

なお、はり、きゆう、あん摩マッサージ指圧科、ならびに教員養成科は視覚障害者を有しない者に係る課程とする。ただし、学校長が認める場合は、この限りではない。

昼夜別	課程	学 科	修業年限	入学定員	1学年学級数	総定員
昼	医療	はり、きゆう、 あん摩マッサージ指圧科	3年	46名	2	138名
昼		はり、きゆう科	3年	30名	1	90名
昼	専門	教員養成科 臨床専攻課程(前期課程)	1年	25名	1	25名
昼	課程	教員養成科 教員養成課程(後期課程)	1年	25名	1	25名
昼		柔道整復科	3年	30名	1	90名
合 計				156名	6	368名

2 本校に在学できる期間は、各科各学年次において修業年限の2倍を超えることができない。ただし、この期間には休学の期間を含まない。

### (学年、学期)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、学期の終始期を変更することがある。

### (休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業 8月11日から8月17日まで

(4) 冬季休業 12月28日から1月3日まで

(5) 春季休業 3月27日から3月31日まで

(6) 前号のほか学校が定める日

2 前項第3号、第4号及び第5号について、変更がある場合にはその都度校長が定める。

3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、第1項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

4 非常災害その他急迫の事由があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

## 第3章 教育課程及び履修方法

### (教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2 授業時間は、各学科ごとに1年間にわたり800時間以上とする。この場合1時間の授業単位は45分以上とする。

3 年間に134日以上授業を行うこととする。

4 本校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

### (授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の医療専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義及び演習については15時間から30時間までの範囲をもって1単位、実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲をもって1単位、臨床実習については45時間の実習をもって1単位とする。

### (学修の評価、進級)

第10条 学修の評価は、原則として試験により行う。

2 医療専門課程においては、各授業科目の出席授業時間数が3分の2に満たないときは、原則としてその科目の試験を受けることができない。また、実習については、実習時間数の5分の1以上欠席した場合、評価を受けることができない。

- 3 やむを得ない事由により第1項の試験を受験することができなかった者は追試験により、成績が合格点に達しなかった者は再試験により、成績を評価する。
- 4 進級は、前2項及び3項の規定に基づき、進級判定会議の議を経て校長が認める。
- 5 授業科目の成績評価等に関する規定は別に定める。

**(入学前の授業科目の履修等の認定)**

第11条 医療専門課程の授業科目のうち、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士若しくは言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成施設において履修した授業科目で、出願時に申請があれば、履修内容を考慮した上で既修得単位として履修免除し本校の単位として認定する。

- 2 前項に規定する単位の認定は、以下に定める単位数を超えないものとする。
- 3 柔道整復科の専門基礎分野の免除認定科目については、別に定める科目とする。

既修得単位認定の範囲

学 科 名	区 分	単位数
はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧科	基礎分野	14単位以内
	専門基礎分野	27単位以内
はり、きゅう科	基礎分野	14単位以内
	専門基礎分野	27単位以内
柔道整復科	基礎分野	14単位以内
	専門基礎分野	20単位以内

**(始業及び終業の時刻)**

第12条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼 夜 別	課程	学 科	始業時間	終業時間	曜日
昼	医療 専門 課程	はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧科	午前9時30分	午後3時	月～金
昼		はり、きゅう科	午前9時30分	午後12時40分	月～土
昼		教員養成科 臨床専攻課程（前期課程）	午前9時30分	午後4時40分	月～金
昼		教員養成科 教員養成課程（後期課程）	午前9時30分	午後4時40分	月～金
昼		柔道整復科	午後2時	午後5時10分	月～土

## 第4章 職員組織

### (職員組織)

第13条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名
- (3) 教員

課 程	医療専門課程				計
	はり、きゅう、 あん摩マッサー ージ指圧科	はり、きゅう 科	教員養成科	柔道整復科	
専任教員	8名以上	6名以上	3名以上	6名以上	23名以上

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 副校長は、校長不在の場合その職務を代行する。

## 第5章 入学、休学、退学及び卒業

### (入学資格)

第14条 本校の入学資格は次のとおりとする。ただし、教員養成科は除く。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了したもの又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
  - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定に合格した者を含む）
  - (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
  - (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、専修学校において高等学校を卒業したものに準ずる学力が認められる者
  - (8) 本養成施設において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認めたもので、18歳に達した者
- 2 医療専門課程の教員養成科については、あん摩マッサージ指圧師免許取得者又は、はり師きゅう師免許取得者又は、はり師きゅう師あん摩マッサージ指圧師免許取得者とする。

### (入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

### (入学志願手続き)

第 16 条 本校に入学志願する者は、本校所定の入学願書その他書類に必要事項を記載し、第 25 条に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

### (入学試験及び入学許可)

- 第 17 条 前条の入学志願者に対して入学試験を行う。入学試験は AO (アドミッション・オフィス) 入学試験、推薦入学試験及び一般入学試験とし、筆記による学科試験、面接及び出願書類による選考を行い、合否判定会議の議を経て校長が合格者を決定する。
- 2 前項の選考に合格した者は、本校所定の書類に第 25 条に定める入学金その他学費を添えて、指定する期日までに校長に提出しなければならない。
  - 3 前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

### (転入学及び編入学)

第 18 条 本校への転入学及び編入学は、原則として認めない。ただし、希望学科に欠員があり、やむを得ない事情があると認められた場合においては、当校所定の単位を修得、かつ相応の学力がある者については、校長がこれを許可することがある。

### (休学及び復学)

- 第 19 条 生徒は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き 30 日以上修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。
- 2 休学しようとする場合は、本校所定の書類にその旨を記載し、その事由が疾病によるときは医師の診断書を添えて願出するものとする。
  - 3 休学は 1 年以内とする。ただし、特別な事由がある場合には、引き続き許可を願出することができる。
  - 4 休学期間は、通算して当該学科の修業年限を超えることはできない。
  - 5 休学期間中に休学の事由が終わったとき、又は休学期間が終了したときは、校長に届け出て復学することができる。
  - 6 復学の時期は学期初めとし、休学年次の学年とする。

### (退学及び除籍)

- 第 20 条 退学しようとする者は、本校所定の書類にその事由を記し校長に願出で、その許可を受けなければならない。
- 2 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍又は退学の処理を行う。
    - (1) 死亡した者
    - (2) 第 19 条に定める休学期間を超え、引き続き許可をなし得ない者
  - 3 校長は第 25 条に定める納付金を所定の期日までに納入しない者について、退学処分とすることができる。

### (卒業・修了の認定)

- 第 21 条 校長は、本校所定の教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。
- 2 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

### (称号の授与)

第 22 条 本校を卒業した者に対し、次の各号に定める専門士の称号を授与する。

- 一 医療専門課程はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧科 専門士（医療専門課程）
- 二 医療専門課程はり、きゅう科 専門士（医療専門課程）
- 三 医療専門課程教員養成科 専門士（医療専門課程）
- 四 医療専門課程柔道整復科 専門士（医療専門課程）

2 前項三号においては、本校の臨床専攻課程（前期課程）及び教員養成課程（後期課程）を、連続して、かつ二年以上修学した者に対して、専門士の称号を授与する。

## 第 6 章 賞罰

### (褒賞)

第 23 条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

### (懲戒)

第 24 条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規定を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行なうことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行なうものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第 7 章 入学金、授業料等

### (納付金)

第 25 条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

(単位：円)

課程	学 科	入学検定料	入学金	授業料 (年額)	施設管理費
医療専門課程	はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧科	25,000	300,000	1,500,000	100,000
	はり、きゅう科	25,000	300,000	1,100,000	100,000
	教員養成科 臨床専攻課程（前期課程）	25,000	300,000	1,200,000	0
	教員養成科 教員養成課程（後期課程）	25,000	300,000	1,200,000	0
	柔道整復科	25,000	300,000	1,100,000	100,000

2 前項の納付金以外は、原則として徴収しない。ただし、校友会費（常陽会費）については、入学年度に30,000円を別途徴収する。

#### （納入及び納入の特例）

第26条 入学検定料は、入学願書を提出する際に納入しなければならない。

2 入学金は、入学手続きをする際に納入しなければならない。

3 授業料は、次の期日までに前納しなければならない。

前期分 前年度の3月20日 年額の2分の1相当額

後期分 当年度の9月20日 年額の2分の1相当額

4 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

5 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

6 特別の理由のある場合は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部を減免することがある。

#### （滞納）

第27条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を2箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

#### （納入金の還付）

第28条 既納の納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前の3月31日までに入学辞退を申し出た者には、入学金を除いた授業料等及び校友会費（常陽会費）を返還する。

#### （学債）

第29条 本校は施設設備拡充のため、学債の募集を行うことがある。ただし、申し込みについては任意とする。

## 第8章 保健管理

#### （健康診断）

第30条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

#### （学校医）

第31条 保健管理を行うため、本校に学校医を置く。



## 第9章 雑則

### (細則)

第32条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

1. 平成8年4月1日施行
1. 平成9年4月1日施行
1. 平成10年4月1日施行
1. 平成11年4月1日施行
1. 平成12年4月1日施行
1. 平成14年4月1日施行
1. 平成14年10月1日施行
1. 平成15年4月1日施行
1. 平成15年9月1日施行
1. 平成16年4月1日施行
1. 平成17年4月1日施行
1. 平成18年4月1日施行
1. 平成19年4月1日施行
1. 平成20年4月1日施行
1. 平成21年4月1日施行
1. 平成22年4月1日施行
1. 平成25年4月1日施行
1. 平成27年4月1日施行
1. 平成28年4月1日施行
1. 平成29年4月1日施行
1. 平成30年4月1日施行
1. 平成30年5月1日施行
1. 平成30年5月30日施行
1. 令和元年6月1日施行
1. 令和2年4月1日施行
1. 令和3年4月1日施行
1. 令和4年4月1日施行
1. 令和6年11月1日施行
1. この学則は令和7年4月1日より施行する。

教育内容	授業科目	授業形態	単位数	時間数	配当年次別単位数・時間数							
					1年次		2年次		3年次			
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	生物学	講義	2	30	2	30						
	組織学	講義	2	30	2	30						
	医療コミュニケーション	講義	2	30	2	30						
	栄養学	講義	2	30	2	30						
	英語	講義	2	30	2	30						
	社会福祉概論	講義	2	30	2	30						
	薬理学	講義	2	30						2	30	
法定14単位	小計		14	210	12	180	0	0	2	30		
専門基礎分野 人体の構造と機能	人体の構造と機能 I	講義	2	60	2	60						
	人体の構造と機能 II	講義	2	60	2	60						
	人体の構造と機能 III	講義	2	60			2	60				
	人体の構造と機能 IV	講義	1	30			1	30				
	人体の構造と機能 V	講義	2	60	2	60						
	人体の構造と機能 VI	講義	2	60			2	60				
	人体の構造と機能 VII	講義	1	30					1	30		
	法定12単位	計		12	360	6	180	5	150	1	30	
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	病理学概論	講義	2	60			2	60			
		臨床医学総論 I	講義	2	60			2	60			
		臨床医学総論 II	講義	1	30					1	30	
		臨床医学各論 I	講義	2	60			2	60			
		臨床医学各論 II	講義	2	60					2	60	
		衛生学・公衆衛生学	講義	2	60			2	60			
		リハビリテーション医学	講義	1	30					1	30	
法定12単位	計		12	360	0	0	8	240	4	120		
保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	保健医療福祉	講義	2	30	2	30						
	関係法規	講義	1	30					1	30		
	法定3単位	計	3	60	2	30	0	0	1	30		
法定27単位	小計		27	780	8	210	13	390	6	180		
基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	基礎学 I	講義	3	90	3	90						
	基礎学 II	講義	2	60	2	60						
	基礎学 III	講義	2	60	2	60						
	基礎学 IV	講義	1	30			1	30				
	基礎学 V	講義	1	30					1	30		
	法定9単位	計	9	270	7	210	1	30	1	30		
臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	臨床学 I	講義・演習	1	30	1	30						
	臨床学 II	講義	1	30			1	30				
	臨床学 III	講義・演習	3	90			3	90				
	臨床学 IV	講義	1	30			1	30				
	臨床学 V	講義・演習	2	60			2	60				
	臨床学 VI	講義	2	60					2	60		
	臨床学 VII	講義	2	60					2	60		
	臨床学 VIII	講義	2	60					2	60		
	臨床学 IX	講義	1	30					1	30		
法定15単位	計	15	450	1	30	7	210	7	210			
社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学、社会きゅう学	社会学	講義	2	60					2	60		
	法定2単位	計	2	60	0	0	0	0	2	60		
専門分野 実習	実習 I	実習	3	105	3	105						
	実習 II	実習	1	30	1	30						
	実習 III	実習	2	60	2	60						
	実習 IV	実習	2	60	2	60						
	実習 V	実習	2	60	2	60						
	実習 VI	実習	1	30	1	30						
	実習 VII	実習	1	30			1	30				
	実習 VIII	実習	1	30			1	30				
	実習 IX	実習	2	60			2	60				
	実習 X	実習	2	60			2	60				
	実習 XI	実習	1	30					1	30		
	実習 XII	実習	1	30					1	30		
法定19単位	計	19	585	11	345	6	180	2	60			
臨床実習	臨床実習 I	実習	1	45			1	45				
	臨床実習 II	実習	3	135					3	135		
	法定4単位	計	4	180	0	0	1	45	3	135		
総合領域	臨床総合 I	実習	2	60			2	60				
	臨床総合 II	実習	2	60			2	60				
	臨床総合 III	実習	1	30					1	30		
	臨床総合 IV	実習	1	30					1	30		
	臨床総合 V	実習	2	60					2	60		
	臨床総合 VI	講義・演習	2	60					2	60		
法定10単位	計	10	300	0	0	4	120	6	180			
法定59単位	小計		59	1845	19	585	19	585	21	675		
法定100単位 2835時間	合計		100	2835	39	975	32	975	29	885		

教育内容	授業科目	授業形態	単位数	時間数	配当年次別単位数・時間数						
					1年次		2年次		3年次		
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	講義	2	30	2	30				
	人間と生活	組織学	講義	2	30	2	30				
		医療コミュニケーション	講義	2	30	2	30				
		栄養学	講義	2	30	2	30				
		英語	講義	2	30	2	30				
		社会福祉概論	講義	2	30	2	30				
		薬理学	講義	2	30					2	30
法定14単位	小計		14	210	12	180	0	0	2	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	講義	2	60	2	60				
		人体の構造と機能Ⅱ	講義	2	60	2	60				
		人体の構造と機能Ⅲ	講義	2	60			2	60		
		人体の構造と機能Ⅳ	講義	2	60			2	60		
		人体の構造と機能Ⅴ	講義	2	60	2	60				
		人体の構造と機能Ⅵ	講義	2	60			2	60		
	法定12単位	計		12	360	6	180	6	180	0	0
	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	病理学概論	講義	2	60			2	60		
		臨床医学総論Ⅰ	講義	2	60			2	60		
		臨床医学総論Ⅱ	講義	1	30					1	30
		臨床医学各論Ⅰ	講義	2	60			2	60		
		臨床医学各論Ⅱ	講義	2	60					2	60
		衛生学・公衆衛生学	講義	2	60			2	60		
法定12単位	計		12	360	0	0	8	240	4	120	
保健医療福祉とはり及びきゆうの理念	保健医療福祉	講義	2	46	2	46					
	関係法規	講義	1	30					1	30	
	法定3単位	計		3	76	2	46	0	0	1	30
法定27単位	小計		27	796	8	226	14	420	5	150	
基礎はり学、基礎きゆう学	基礎学Ⅰ	講義	3	90	3	90					
	基礎学Ⅱ	講義・演習	2	60	2	60					
	基礎学Ⅲ	講義・演習	2	60			2	60			
	基礎学Ⅳ	講義	1	30			1	30			
	基礎学Ⅴ	講義	1	30					1	30	
	法定9単位	計		9	270	5	150	3	90	1	30
	臨床はり学、臨床きゆう学	臨床学Ⅰ	講義・演習	1	30	1	30				
		臨床学Ⅱ	講義・演習	3	90			3	90		
		臨床学Ⅲ	講義・演習	2	60			2	60		
		臨床学Ⅳ	講義	2	60					2	60
臨床学Ⅴ		講義	2	60					2	60	
臨床学Ⅵ		講義	2	60					2	60	
臨床学Ⅶ		講義・演習	1	30					1	30	
法定13単位	計		13	390	1	30	5	150	7	210	
社会はり学、社会きゆう学	社会学	講義	2	60					2	60	
法定2単位	計		2	60	0	0	0	0	2	60	
実習	実習Ⅰ	実習	4	120	4	120					
	実習Ⅱ	実習	2	60	2	60					
	実習Ⅲ	実習	1	30	1	30					
	実習Ⅳ	実習	2	60	2	60					
	実習Ⅴ	実習	1	30			1	30			
	実習Ⅵ	実習	1	30			1	30			
	実習Ⅶ	実習	2	60			2	60			
	実習Ⅷ	実習	1	30					1	30	
	実習Ⅸ	実習	1	30					1	30	
法定15単位	計		15	450	9	270	4	120	2	60	
臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	1	45			1	45			
	臨床実習Ⅱ	実習	3	135					3	135	
法定4単位	計		4	180	0	0	1	45	3	135	
総合領域	臨床総合Ⅰ	実習	1	30	1	30					
	臨床総合Ⅱ	実習	1	30			1	30			
	臨床総合Ⅲ	実習	1	30			1	30			
	臨床総合Ⅳ	実習	1	30					1	30	
	臨床総合Ⅴ	実習	2	60					2	60	
	臨床総合Ⅵ	実習	2	60					2	60	
	臨床総合Ⅶ	講義・演習	2	60					2	60	
法定10単位	計		10	300	1	30	2	60	7	210	
法定53単位	小計		53	1650	16	480	15	465	22	705	
法定94単位 2655時間	合計		94	2656	36	886	29	885	29	885	

## 臨床専攻課程(前期課程)

教育内容		授業科目	単位	時間数
専門基礎分野	臨床医学論	臨床医学Ⅰ	1	30
		臨床医学Ⅱ	1	30
	社会医学特論	リハビリテーション医学	1	30
専門分野	あん摩マッサージ指圧臨床学Ⅰ	東洋医学臨床論Ⅰ(あん摩マッサージ指圧)	2	60
		東洋医学臨床論Ⅱ(あん摩マッサージ指圧)	1	30
	あん摩マッサージ指圧臨床学Ⅱ	東洋医学臨床論Ⅲ(あん摩マッサージ指圧)	2	60
		東洋医学臨床論Ⅳ(あん摩マッサージ指圧)	1	30
	あん摩マッサージ指圧応用学	あん摩マッサージ指圧応用学Ⅰ	1	30
		あん摩マッサージ指圧応用学Ⅱ	1	30
	臨床実習	共通臨床実習	3	135
あん摩マッサージ指圧臨床実習		8	360	
法定17単位		合計	22	825

## 教員養成課程(後期課程)

教育内容		授業科目	単位	時間数
基礎分野	人文科学	原典(古典)閲読	2	30
		外国語	2	30
教職教育分野	教育と教員	教育学概論	1	30
		教育心理	2	60
		教育方法	3	90
		教育実習	2	60
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体形態学論	3	90
		人体機能学論	3	90
	社会学特論	公衆衛生	1	30
		医療概論	1	30
専門分野	東洋医学特論	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう臨床論	2	60
		あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう臨床応用学	1	30
	臨床実習	臨床実習	6	270
あん摩マッサージ指圧ケースカンファレンス		1	45	
関連分野	研究とその方法	研究法	2	60
		卒業論文	4	120
法定36単位		合計	36	1125

## 臨床専攻課程(前期課程)

教育内容		授業科目	単位	時間数
専門基礎分野	臨床医学論	臨床医学Ⅰ	1	30
		臨床医学Ⅱ	1	30
	社会医学特論	リハビリテーション医学	1	30
専門分野	はり、きゅう臨床学Ⅰ	東洋医学臨床論Ⅰ(はり、きゅう)	2	60
		東洋医学臨床論Ⅱ(はり、きゅう)	1	30
	はり、きゅう臨床学Ⅱ	東洋医学臨床論Ⅲ(はり、きゅう)	2	60
		東洋医学臨床論Ⅳ(はり、きゅう)	1	30
	はり、きゅう応用学	はり、きゅう応用学	2	60
	臨床実習	共通臨床実習	3	135
はり、きゅう臨床実習		8	360	
法定17単位		合計	22	825

## 教員養成課程(後期課程)

教育内容		授業科目	単位	時間数
基礎分野	人文科学	原典(古典)閲読	2	30
		外国語	2	30
教職教育分野	教育と教員	教育学概論	1	30
		教育心理	2	60
		教育方法	3	90
		教育実習	2	60
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体形態学論	3	90
		人体機能学論	3	90
	社会学特論	公衆衛生	1	30
		医療概論	1	30
専門分野	東洋医学特論	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう臨床論	2	60
		あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう臨床応用学	1	30
	臨床実習	臨床実習	6	270
		はり、きゅうケースカンファレンス	1	45
関連分野	研究とその方法	研究法	2	60
		卒業論文	4	120
法定36単位		合計	36	1125

## 臨床専攻課程(前期課程)

教育内容		授業科目	単位	時間数
専門基礎分野	臨床医学論	臨床医学Ⅰ	1	30
		臨床医学Ⅱ	1	30
	社会医学特論	リハビリテーション医学	1	30
専門分野	あん摩マッサージ指圧臨床学Ⅰ	東洋医学臨床論Ⅰ(あん摩マッサージ指圧)	2	60
		東洋医学臨床論Ⅱ(あん摩マッサージ指圧)	1	30
	あん摩マッサージ指圧臨床学Ⅱ	東洋医学臨床論Ⅲ(あん摩マッサージ指圧)	2	60
		東洋医学臨床論Ⅳ(あん摩マッサージ指圧)	1	30
	はり、きゅう臨床学Ⅰ	東洋医学臨床論Ⅰ(はり、きゅう)	2	60
		東洋医学臨床論Ⅱ(はり、きゅう)	1	30
	はり、きゅう臨床学Ⅱ	東洋医学臨床論Ⅲ(はり、きゅう)	2	60
		東洋医学臨床論Ⅳ(はり、きゅう)	1	30
	あん摩マッサージ指圧応用学	あん摩マッサージ指圧応用学Ⅰ	1	30
		あん摩マッサージ指圧応用学Ⅱ	1	30
	はり、きゅう応用学	はり、きゅう応用学	2	60
	臨床実習	共通臨床実習	2	90
		あん摩マッサージ指圧臨床実習	4	180
		はり、きゅう臨床実習	4	180
	法定29単位	合計	29	1020

## 教員養成課程(後期課程)

教育内容		授業科目	単位	時間数
基礎分野	人文科学	原典(古典)閲読	2	30
		外国語	2	30
教職教育分野	教育と教員	教育学概論	1	30
		教育心理	2	60
		教育方法	3	90
		教育実習	2	60
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体形態学論	3	90
		人体機能学論	3	90
	社会学特論	公衆衛生	1	30
		医療概論	1	30
専門分野	東洋医学特論	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう臨床論	2	60
		あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう臨床応用学	1	30
	臨床実習	臨床実習	6	270
		あん摩マッサージ指圧ケースカンファレンス	1	45
関連分野	研究とその方法	はり、きゅうケースカンファレンス	1	45
		研究法	2	60
法定37単位		卒業論文	4	120
		合計	37	1170

別表1-4 柔道整復科

東京医療福祉専門学校

教育内容	授業科目	授業形態	単位数	時間数	年次別単位数時間数								
					1年次	2年次	3年次						
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	生物学	講義	2	30	2	30						
		組織学	講義	2	30	2	30						
		薬理学	講義	2	30					2	30		
		医療コミュニケーション	講義	2	30	2	30						
		英語	講義	2	30	2	30						
		社会福祉学概論	講義	2	30	2	30						
		栄養学	講義	2	30	2	30						
		法定14単位 小計			14	210	12	180	0	0	2	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学Ⅰ(骨格系)	講義	1	30	1	30						
		解剖学Ⅱ(筋系)	講義	1	30	1	30						
		解剖学Ⅲ(神経系)	講義	1	30	1	30						
		解剖学Ⅳ(循環器系)	講義	1	30	1	30						
		解剖学Ⅴ(内臓系)	講義	2	60	2	60						
		解剖学Ⅵ(感覚器系、体表解剖系)	講義	1	30			1	30				
		解剖学Ⅶ(まとめ)	講義	1	30			1	30				
		生理学Ⅰ	講義	2	60	2	60						
		生理学Ⅱ	講義	2	60			2	60				
		運動学	講義	1	30					1	30		
		老年生理学	講義	1	30	1	30						
		スポーツ生理学	講義	1	30	1	30						
		法定15単位 計			15	450	10	300	4	120	1	30	
		専門基礎分野	疾病と障害	病理学	講義	1	30			1	30		
				一般臨床医学Ⅰ	講義	2	60			2	60		
一般臨床医学Ⅱ	講義			2	60					2	60		
外科学概論	講義			2	60	2	60						
整形外科学Ⅰ	講義			2	60			2	60				
整形外科学Ⅱ	講義			1	30					1	30		
リハビリテーション医学	講義			1	30					1	30		
法定11単位 計					11	330	2	60	5	150	4	120	
柔道整復術の適応	講義			2	30			2	30				
法定2単位 計					2	30	0	0	2	30	0	0	
専門基礎分野	保健医療福祉と 柔道整復の理念			関係法規	講義	1	30					1	30
		衛生学・公衆衛生学	講義	1	30					1	30		
		医療概論	講義	1	30	1	30						
		柔道Ⅰ	実技	2	60	2	60						
		柔道Ⅱ	実技	2	60			2	60				
		職業倫理	講義	1	30					1	30		
		法定8単位 計			8	240	3	90	2	60	3	90	
		社会保障制度	講義	1	30			1	30				
法定1単位 計			1	30			1	30					
法定37単位 小計			37	1080	15	450	14	390	8	240			
専門分野	基礎柔道整復学	基礎柔道整復学Ⅰ	講義	2	60	2	60						
		基礎柔道整復学Ⅱ	講義	2	60	2	60						
		基礎柔道整復学Ⅲ	講義	1	30	1	30						
		基礎柔道整復学Ⅳ	講義	2	60	2	60						
		基礎柔道整復学Ⅴ	講義	2	60			2	60				
		基礎柔道整復学Ⅵ	講義	1	30			1	30				
		法定10単位 計			10	300	7	210	3	90	0	0	
	臨床柔道整復学	臨床柔道整復学Ⅰ	講義	2	60			2	60				
		臨床柔道整復学Ⅱ	講義	2	60			2	60				
		臨床柔道整復学Ⅲ	講義	2	60			2	60				
		臨床柔道整復学Ⅳ	講義	2	60					2	60		
		臨床柔道整復学Ⅴ	講義	2	60					2	60		
		臨床柔道整復学Ⅵ	講義	2	60					2	60		
		臨床柔道整復学Ⅶ	講義	2	60					2	60		
		物理療法学	講義	1	30			1	30				
		画像読影学	講義	2	30			2	30				
	法定17単位 計			17	480	0	0	9	240	8	240		
柔道整復実技	柔道整復実技Ⅰ	実技	2	60	2	60							
	柔道整復実技Ⅱ	実技	2	60			2	60					
	柔道整復実技Ⅲ	実技	2	60			2	60					
	柔道整復実技Ⅳ	実技	2	60					2	60			
	柔道整復実技Ⅴ	実技	2	60					2	60			
	柔道整復実技Ⅵ	実技	1	30					1	30			
	柔道整復実技Ⅶ	実技	2	60					2	60			
	柔道整復実技Ⅷ	実技	2	60					2	60			
	機能訓練指導実技	実技	1	30			1	30					
	スポーツコンディショニング実技	実技	1	30			1	30					
法定17単位 計			17	510	2	60	6	180	9	270			
臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	1	45	1	45							
	臨床実習Ⅱ	実習	1	45			1	45					
	臨床実習Ⅲ	実習	1	45					1	45			
	臨床実習Ⅳ	実習	1	45					1	45			
	法定4単位 計			4	180	1	45	1	45	2	90		
法定48単位 小計			48	1470	10	315	19	555	19	600			
法定99単位 合計			99	2760	37	945	33	945	29	870			

教育内容	授業科目	授業形態	単位数	時間数	配当年次別単位数・時間数						
					1年次		2年次		3年次		
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	生物学	講義	2	30	2	30					
	組織学	講義	2	30	2	30					
	医療コミュニケーション	講義	2	30	2	30					
	栄養学	講義	2	30	2	30					
	英語	講義	2	30	2	30					
	社会福祉概論	講義	2	30	2	30					
	薬理学	講義	2	30						2	30
法定14単位	小計		14	210	12	180	0	0	2	30	
基礎分野 人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	講義	2	60	2	60					
	人体の構造と機能Ⅱ	講義	2	60	2	60					
	人体の構造と機能Ⅲ	講義	2	60			2	60			
	人体の構造と機能Ⅳ	講義	2	60			2	60			
	人体の構造と機能Ⅴ	講義	2	60	2	60					
	人体の構造と機能Ⅵ	講義	2	60			2	60			
	法定12単位	計		12	360	6	180	6	180	0	0
専門基礎分野 疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	病理学概論	講義	2	60			2	60			
	臨床医学総論Ⅰ	講義	2	60			2	60			
	臨床医学総論Ⅱ	講義	1	30					1	30	
	臨床医学各論Ⅰ	講義	2	60			2	60			
	臨床医学各論Ⅱ	講義	2	60					2	60	
	衛生学・公衆衛生学	講義	2	60			2	60			
	リハビリテーション医学	講義	1	30					1	30	
法定12単位	計		12	360	0	0	8	240	4	120	
基礎分野 保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	保健医療福祉	講義	2	45	2	45					
	関係法規	講義	1	30					1	30	
	法定3単位	計	3	75	2	45	0	0	1	30	
法定27単位	小計		27	795	8	225	14	420	5	150	
基礎分野 基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	基礎学Ⅰ	講義	3	90	3	90					
	基礎学Ⅱ	講義	2	60	2	60					
	基礎学Ⅲ	講義	2	60	2	60					
	基礎学Ⅳ	講義	1	30			1	30			
	基礎学Ⅴ	講義	1	30					1	30	
	法定9単位	計	9	270	7	210	1	30	1	30	
基礎分野 臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	臨床学Ⅰ	講義・演習	1	30	1	30					
	臨床学Ⅱ	講義	1	30	1	30					
	臨床学Ⅲ	講義・演習	3	90			3	90			
	臨床学Ⅳ	講義	1	30			1	30			
	臨床学Ⅴ	講義・演習	2	60			2	60			
	臨床学Ⅵ	講義	2	60					2	60	
	臨床学Ⅶ	講義	2	60					2	60	
	臨床学Ⅷ	講義	2	60					2	60	
	臨床学Ⅸ	講義	1	30					1	30	
法定15単位	計	15	450	2	60	6	180	7	210		
基礎分野 社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学、社会きゅう学	社会学	講義	2	60					2	60	
	法定2単位	計	2	60	0	0	0	0	2	60	
専門基礎分野 実習	実習Ⅰ	実習	3	105	3	105					
	実習Ⅱ	実習	1	30	1	30					
	実習Ⅲ	実習	2	60	2	60					
	実習Ⅳ	実習	2	60	2	60					
	実習Ⅴ	実習	2	60	2	60					
	実習Ⅵ	実習	1	30	1	30					
	実習Ⅶ	実習	1	30			1	30			
	実習Ⅷ	実習	1	30			1	30			
	実習Ⅸ	実習	2	60			2	60			
	実習Ⅹ	実習	2	60			2	60			
	実習Ⅺ	実習	1	30					1	30	
	実習Ⅻ	実習	1	30					1	30	
法定19単位	計	19	585	11	345	6	180	2	60		
基礎分野 臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	1	45			1	45			
	臨床実習Ⅱ	実習	3	135					3	135	
法定4単位	計	4	180	0	0	1	45	3	135		
基礎分野 総合領域	臨床総合Ⅰ	実習	2	60			2	60			
	臨床総合Ⅱ	実習	2	60			2	60			
	臨床総合Ⅲ	実習	1	30					1	30	
	臨床総合Ⅳ	実習	1	30					1	30	
	臨床総合Ⅴ	実習	2	60					2	60	
	臨床総合Ⅵ	講義・演習	2	60					2	60	
法定10単位	計	10	300	0	0	4	120	6	180		
法定59単位	小計		59	1845	20	615	18	555	21	675	
法定100単位 2835時間	合計		100	2850	40	1020	32	975	28	855	



別表1-6 柔道整復科

東京医療福祉専門学校

教育内容	授業科目	授業形態	単位数	時間数	年次別単位数時間数						
					1年次	2年次	3年次				
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	生物学	講義	2	30	2	30				
		組織学	講義	2	30	2	30				
		薬理学	講義	2	30					2	30
		医療コミュニケーション	講義	2	30	2	30				
		英語	講義	2	30	2	30				
		社会福祉学概論	講義	2	30	2	30				
		栄養学	講義	2	30	2	30				
	法定14単位	小計		14	210	12	180	0	0	2	30
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学Ⅰ(骨格系)	講義	1	30	1	30				
		解剖学Ⅱ(筋系)	講義	1	30	1	30				
		解剖学Ⅲ(神経系)	講義	1	30	1	30				
		解剖学Ⅳ(循環器系)	講義	1	30	1	30				
		解剖学Ⅴ(内臓系)	講義	2	60	2	60				
		解剖学Ⅵ(感覚器系、体表解剖系)	講義	1	30			1	30		
		解剖学Ⅶ(まとめ)	講義	1	30			1	30		
		生理学Ⅰ	講義	2	60	2	60				
		生理学Ⅱ	講義	2	60			2	60		
		運動学	講義	1	30					1	30
		老年生理学	講義	1	30	1	30				
	スポーツ生理学	講義	1	30	1	30					
	法定15単位	計		15	450	10	300	4	120	1	30
	疾病と障害	病理学	講義	1	30			1	30		
		一般臨床医学Ⅰ	講義	2	60			2	60		
		一般臨床医学Ⅱ	講義	2	60					2	60
		外科学概論	講義	2	60	2	60				
		整形外科学Ⅰ	講義	2	60			2	60		
		整形外科学Ⅱ	講義	1	30					1	30
		リハビリテーション医学	講義	1	30					1	30
法定11単位	計		11	330	2	60	5	150	4	120	
柔道整復術の適応	柔道整復術の適応	講義	2	30			2	30			
法定2単位	計		2	30	0	0	2	30	0	0	
保健医療福祉と 柔道整復の理念	関係法規	講義	1	30					1	30	
	衛生学・公衆衛生学	講義	1	30					1	30	
	医療概論	講義	1	30	1	30					
	柔道Ⅰ	実技	2	60	2	60					
	柔道Ⅱ	実技	2	60			2	60			
	職業倫理	講義	1	30					1	30	
	法定8単位	計		8	240	3	90	2	60	3	90
社会保障制度	社会保障制度	講義	1	30			1	30			
法定1単位	計		1	30			1	30			
法定37単位	小計		37	1080	15	450	14	390	8	240	
専門分野	基礎柔道整復学	基礎柔道整復学Ⅰ	講義	2	60	2	60				
		基礎柔道整復学Ⅱ	講義	2	60	2	60				
		基礎柔道整復学Ⅲ	講義	1	30	1	30				
		基礎柔道整復学Ⅳ	講義	2	60	2	60				
		基礎柔道整復学Ⅴ	講義	2	60			2	60		
		基礎柔道整復学Ⅵ	講義	1	30	1	30				
	法定10単位	計		10	300	8	240	2	60	0	0
	臨床柔道整復学	臨床柔道整復学Ⅰ	講義	2	60			2	60		
		臨床柔道整復学Ⅱ	講義	2	60			2	60		
		臨床柔道整復学Ⅲ	講義	2	60			2	60		
		臨床柔道整復学Ⅳ	講義	2	60					2	60
		臨床柔道整復学Ⅴ	講義	2	60					2	60
		臨床柔道整復学Ⅵ	講義	2	60					2	60
		臨床柔道整復学Ⅶ	講義	2	60					2	60
		物理療法学	講義	1	30			1	30		
	画像読影学	講義	2	30			2	30			
	法定17単位	計		17	480	0	0	9	240	8	240
	柔道整復実技	柔道整復実技Ⅰ	実技	2	60	2	60				
		柔道整復実技Ⅱ	実技	2	60			2	60		
		柔道整復実技Ⅲ	実技	2	60			2	60		
柔道整復実技Ⅳ		実技	2	60					2	60	
柔道整復実技Ⅴ		実技	2	60					2	60	
柔道整復実技Ⅵ		実技	1	30					1	30	
柔道整復実技Ⅶ		実技	2	60					2	60	
柔道整復実技Ⅷ		実技	2	60					2	60	
機能訓練指導実技		実技	1	30			1	30			
スポーツコンディショニング実技		実技	1	30			1	30			
法定17単位	計		17	510	2	60	6	180	9	270	
臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	1	45	1	45					
	臨床実習Ⅱ	実習	1	45			1	45			
	臨床実習Ⅲ	実習	1	45					1	45	
	臨床実習Ⅳ	実習	1	45					1	45	
法定4単位	計		4	180	1	45	1	45	2	90	
法定48単位	小計		48	1470	11	345	18	525	19	600	
法定99単位	合計		99	2760	38	975	32	915	29	870	